

# 佐野市パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック



佐野ブランドキャラクターさのまる©佐野市

令和5（2023）年9月  
栃木県佐野市

## 目 次

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 1. パートナーシップ宣誓制度とは | ・・・ 1 |
| 2. 宣誓をすることができる方   | ・・・ 1 |
| 3. 手続きの流れ         | ・・・ 3 |
| 4. 宣誓に必要なもの       | ・・・ 4 |
| 5. 宣誓後の手続きについて    | ・・・ 5 |
| 6. 交付される書類        | ・・・ 6 |
| 7. よくある質問         | ・・・ 7 |

(参考) 佐野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

# 1 パートナーシップ宣誓制度とは

佐野市では、市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重し合い、共に生きることのできる社会の実現を目指しています。

パートナーシップ宣誓制度は、一方または双方が性的マイノリティの2人が、互いを人生のパートナーとし、相互に協力し、継続的に共同生活を行う対等な関係であることを市長に宣誓し、証明書を交付する制度です。

この制度は、婚姻制度と異なり、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人の思いを尊重するとともに、互いを人生のパートナーとして、自分らしく生き生きと生活されることを、佐野市として応援していく制度です。

この制度の導入により、市民や事業者の皆さまに、性の多様性に対する理解が広がり、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に近づくことを期待しています。

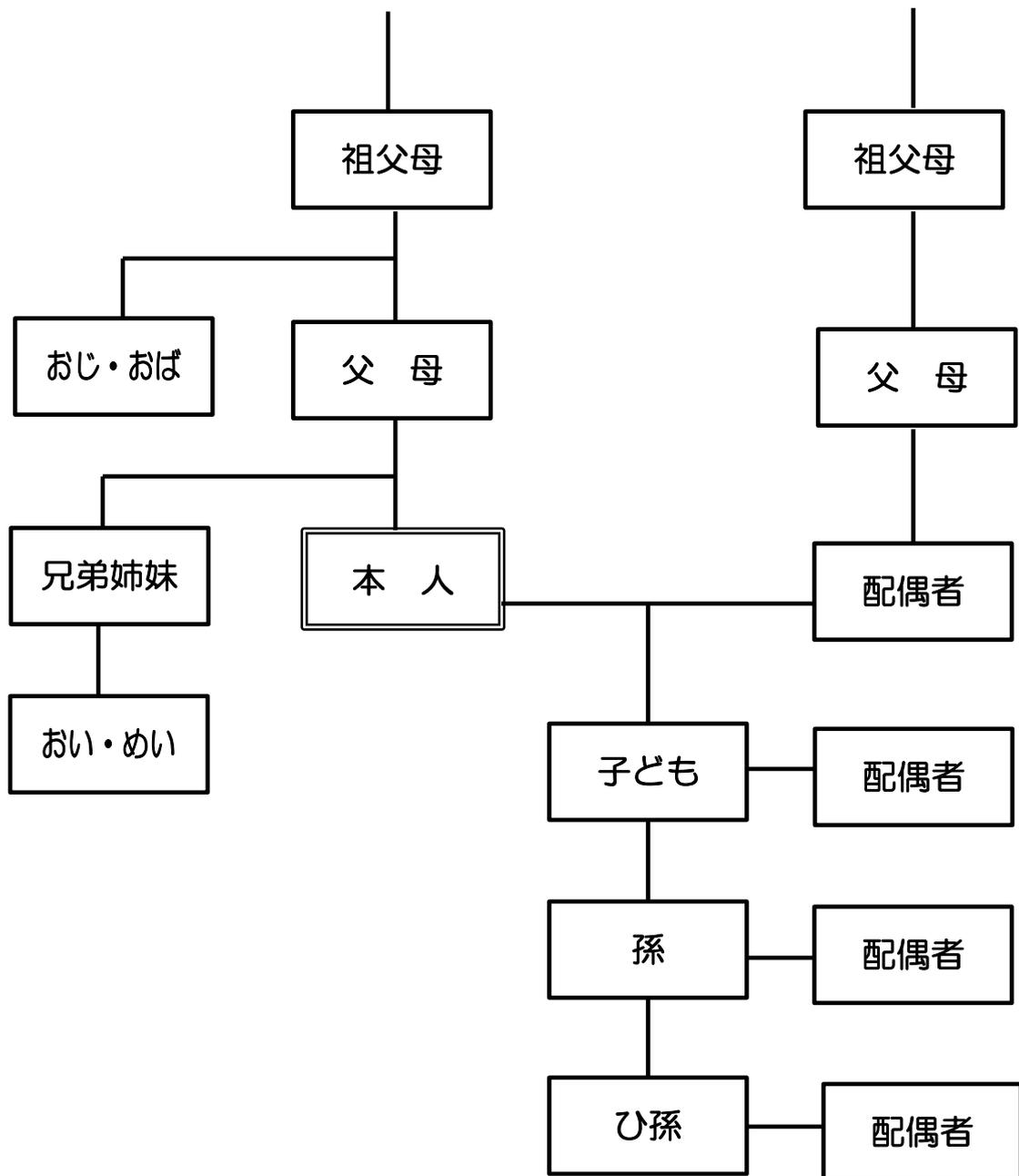
## 2 宣誓をすることができる方

次の全ての項目を満たしていることが必要です。

- (1) 宣誓をする日に、2人とも民法に定める成年（18歳以上）に達していること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
  - ・ 2人とも佐野市に住所がある。
  - ・ 1人は佐野市に住所があり、もう1人は14日以内に転入を予定している。
  - ・ 2人とも14日以内に転入を予定している。
- (3) 2人とも配偶者（事実上の婚姻と同様の関係を含む）がないこと。
- (4) 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと。
- (5) お二人の関係が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族）でないこと（詳細はP2）。ただし養子縁組をしている場合を除く。



パートナーシップの宣誓をすることができない関係（近親者）



### 3 宣誓手続きの流れ

#### (1) 宣誓日の事前予約

- ・宣誓には、事前予約が必要です。宣誓希望日の7日前（土日・祝日・年末年始を除く）までに、電話、FAXまたはEメールでご予約ください。

【宣誓対応日時】月～金（祝日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分  
この時間にご都合がつかない場合は、ご相談ください。

【予約・問合せ】栃木県佐野市 市民生活部 人権・男女共同参画課  
栃木県佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター2階  
TEL 0283(61)1140 FAX 0283(61)1142  
E-mail jinkendanjyo@city.sano.lg.jp

- ・予約時に、お名前や住所、生年月日、日中連絡のとれる電話番号またはメールアドレス、希望日時（お二人でお越しいただける日を第3希望まで）をお伝えください。
- ・後日、市から宣誓の日時・場所等のご連絡をさせていただきます。
- ・宣誓の際に、提出または提示いただく書類が必要です（詳細はP4）。書類の取得に時間がかかる場合がありますのでご注意ください。
- ・宣誓場所は人権・男女共同参画課になります（田沼行政センター2階）。プライバシー保護のため、個室で対応させていただきます。

#### (2) パートナーシップの宣誓

- ・予約した日時に、必ずお二人そろってお越しください。
- ・必要書類の確認と、本人確認を行います。
- ・市職員立会いのもとで宣誓書にご記入いただきます。
- ・自ら記入できないときは、宣誓をしようとするお二人及び市職員の立会いのもとで代筆が可能です。
- ・書類に不備や不足がある場合は、宣誓日を延期させていただきます。

#### (3) 宣誓証明書の交付

- ・宣誓の要件が確認できたら、宣誓証明書（1通）と宣誓証明カード（1人1通ずつ）を、即日交付します。ただし、内容の確認等に時間を要する時は、交付にお時間をいただく場合もございますので、ご了承ください。

## 4 宣誓に必要なもの ※(2)～(5)は当日お持ちください

### (1) パートナーシップ宣誓書

- ・宣誓当日に宣誓するお二人に記入していただきます。宣誓書は用意しておりますので、事前に用意する必要はありません。

### (2) 住民票の写し(3か月以内に発行されたもの)

- ・本人のみで、本籍やマイナンバーの記載がないものを提出してください。
- ・同一世帯の場合は、2人分の情報が記載されたものを1通で結構です。
- ・市内へ転入予定の場合は、その事実が確認できる書類(転出証明書、売買契約書、賃貸借証明書など)を提示してください。

### (3) 婚姻していないことを証明する書類(3か月以内に発行されたもの)

- ・戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)、独身証明書等を提出してください。
- ・外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類に、日本語訳を添えて提出してください。

### (4) 本人確認できる書類

【本人確認書類の例】詳しくは予約の際にお問い合わせください。

| 1枚の提示で足りるもの(例)  | 2枚以上の提示が必要なもの(例)   |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーカード(個人番号カード)</li><li>・旅券(パスポート)</li><li>・運転免許証</li><li>・身体障害者手帳</li><li>・在留カード</li><li>・その他、顔写真付きの官公署発行の証明書</li></ul> など | <ul style="list-style-type: none"><li>・健康保険証</li><li>・年金手帳</li><li>・介護保険被保険者証</li><li>・後期高齢者医療被保険者証</li><li>・学生証</li><li>・社員証</li></ul> など |

※有効期間があるものについては、有効期間内のものに限りです。

### (5) 通称名を証明するもの(通称名を使用する方のみ)

- ・通称名を使用する場合は、日常的に通称名を使用していることが分かるものを提示してください。(社員証、診察券、郵便物などから2種類)
- ・宣誓証明書及び宣誓証明カードの裏面には、戸籍上の氏名を記載します。

## 5 宣誓後の手続きについて

宣誓証明書等の再交付、宣誓事項の変更、返還の場合は、手続きが必要です。

いずれの場合も、事前に電話かFAX、またはEメールで、人権・男女共同参画課までご連絡いただき、本人を確認できる書類（P4参照）をお持ちになり、宣誓者ご本人（いずれかお一人でも可）がお越しください。

### （1）宣誓証明書等の再交付

- ・紛失、き損、汚損などにより、再交付を希望する場合は、宣誓証明書等再交付申請書を提出してください。
- ・紛失以外の理由の場合、交付済みの宣誓証明書（または宣誓証明カード）と引き換えになりますので、忘れずにお持ちください。

### （2）宣誓事項の変更

- ・住所や氏名など、宣誓書に記載してある内容が変更になった場合は、宣誓事項変更届を提出してください。
- ・住民票など、変更内容が確認できる書類を提出してください。

### （3）宣誓証明書等の返還

次のいずれかに該当するときは、宣誓証明書等返還届を提出するとともに、宣誓証明書等を返還してください。

- ・パートナーシップを解消したとき。
- ・一方又は双方が転出したとき（一時的な場合を除く。※1）。
- ・宣誓の要件に該当しなくなったとき
- ・宣誓証明書等が無効となったとき（※2）
- ・宣誓をされた方に、市から、年1回程度メール等により行政サービスの情報提供や、変更届の届出漏れがないかご案内をいたします。

※1 単身赴任、親族の介護等やむを得ない事情により、お一人が一時的に市外に住所を移される場合は、ご相談ください。

※2 虚偽その他不正な方法により宣誓証明書等の交付を受けたことが判明したときや、宣誓証明書等を不正に使用したことが判明したときは、宣誓証明書等を無効とし、返還を求める旨を通知します。



## 7 よくある質問

### Q1. なぜパートナーシップ宣誓制度を導入するのですか

A. 佐野市では、市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重し合い、共に生きることのできる社会の実現を目指しています。

行政が性的マイノリティである2人の関係を認めることで、性的マイノリティの方の悩みや生きづらさを軽減するとともに、性の多様性に対する社会的な理解が広がり、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に近づくことを期待し、導入することとしました。

### Q2. パートナーシップ宣誓に費用はかかりますか

A. 宣誓書の提出や宣誓証明書等の交付は無料です。ただし、宣誓の際に提出いただく必要書類の交付手数料などは、自己負担となります。

### Q3. 宣誓をするために、同居している必要はありますか

A. 必ずしも同居している必要はありませんが、2人とも佐野市に住所があり、お互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的な共同生活を行うことを約束した関係であることが必要です。

### Q4. 養子縁組をしていると宣誓をすることはできませんか

A. 養子縁組により近親者になった場合は、宣誓することができます。

### Q5. ほかに人が代理で宣誓をすることはできますか

A. 職員の面前で本人確認のうえ、宣誓書にご記入いただく必要がありますので、代理での宣誓はできません。必ず宣誓する2人がそろってお越しください。

### Q6. 宣誓はどこで行いますか

A. 宣誓場所は田沼行政センター内の人権・男女共同参画課になります。プライバシー保護のため、個室等で行います。予約受付時に場所をお伝えします。

### Q7. 通称名を使用することはできますか

A. 使用することができます。通称を使用する場合には、交付する宣誓証明書及び宣誓証明カードの裏面に、戸籍上の氏名を記載します。日常的に通称を使用していることがわかるものをご提示ください。

### Q8. 証明書及び証明カードはすぐに交付されますか

A. 宣誓証明書は、提出された書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合には即日交付します。ただし、内容の確認等に時間を要する時は、交付にお時間をいただく場合もございますのでご了承ください。

### Q9. 証明書はどこで利用できますか

A. 現時点では、次の行政サービス等に利用することができます。なお、ご利用には要件がございますので、ご利用の際には担当する課・室へお問い合わせください。

- |                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| ・市営住宅の入居                | (都市建設部 建築住宅課)   |
| ・市営墓地の承継                | (市民生活部 環境政策課)   |
| ・若者等移住定住促進奨励金           | (総合政策部 総合戦略推進室) |
| ・消防にかかるとり災証明の代理人申請      | (消防本部 総務課)      |
| ・救急搬送証明の代理人申請           | (消防本部 総務課)      |
| ・消防団配偶者等表彰              | (消防本部 総務課)      |
| ・佐野市犯罪被害者等支援条例にかかる遺族見舞金 | (行政経営部 危機管理課)   |
| ・佐野市災害見舞金等の受取           | (こども福祉部 社会福祉課)  |

次の医療機関で、面会等に利用できます。なお、ご利用の際には各医療機関へお問い合わせください(順不同)

- ・佐野医師会病院
- ・佐野厚生総合病院
- ・佐野市民病院

民間企業でも、次のサービスを実施している場合があります。詳しくは、該当する企業へお問い合わせください。

- ・携帯電話の家族割引
- ・住宅ローン等の利用
- ・生命保険の受取り

**Q10. とちぎパートナーシップ宣誓制度との連携はどうなりますか**

A. 佐野市のパートナーシップ宣誓証明書の提示により、県が実施する「とちぎパートナーシップ宣誓制度」のサービス（①公営住宅の入居申込、②とちぎ結婚応援カード（とちマリ）の申込、③医療機関における面会等）が利用できます。利用先の詳細は、県のホームページ（[https://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/tochigi\\_partnership.html](https://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/tochigi_partnership.html)）でご確認ください。

**Q11. 証明書等に有効期限はありますか**

A. 有効期限はありません。

**Q12. 佐野市外に転出する場合は、どうしたらよいですか**

A. 転出するときは、返還届を提出し、証明書、証明カードを返還してください。ただし、どちらかお一人が転勤又は親族の介護など、やむを得ない事情により一時的に市外へ住所を移す場合は、ご相談ください。

**Q13. 関係を解消した場合は、どうしたらよいですか**

A. パートナーシップを解消した場合は、宣誓証明書等返還届を提出するとともに、宣誓証明書等を返還してください。

**Q14. パートナーシップ宣誓制度は、婚姻とどう違いますか**

A. 婚姻は、民法上の規定に基づく法律上の親族になり、相続等の財産上の権利や税金の控除、親族の扶養義務等の様々な権利・義務が発生します。

一方、パートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて実施するため、法的な効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

**Q15. パートナーと法的な関係を築く方法がありますか**

A. 結婚に類似した関係を築く方法として、公正証書により遺言書を作成する方法や任意後見契約等を結ぶ方法があります。詳しくは公証役場にお問合せください。

## Q16. なりすましや偽装等の悪用をされませんか

A. 宣誓の際に、独身であることを証明する書類や、本人確認を行う身分証明書の提示を求めることにより、なりすまし等の悪用を防止します。また、宣誓書には、それぞれの方に自署していただくことにしています。

なお、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合は、宣誓を無効とし、証明書等の返還を求めます。



### (参 考)

#### 佐野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

##### (趣旨)

第1条 この告示は、佐野市人権教育・啓発推進基本計画の基本理念に基づき、市民一人一人が、お互いの人権を尊重し合い、共に生きることのできる社会の実現を目指すため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、又は行うことを約した一方又は双方が性的マイノリティ(性的指向又は性自認のあり方が少数派である者をいう。)である2人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップの関係にある2人の者が、お互いがパートナーであることを市長に対して誓うことをいう。

##### (宣誓をすることができる者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宣誓をしようとする日において、民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 本市の住民基本台帳に記録されていること(宣誓をしようとする日から14日以内に本市に転入する予定である場合を含む。)
- (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)がないこと。
- (4) 当該宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 宣誓をしようとする者同士が、近親者(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。)でないこと。ただし、養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市長が指名する職員(以下「職員」という。)の立会いの下で必要事項を自ら記入したパートナーシップ宣誓書(以下「宣誓書」という。)に次に掲げる書類(発行又は作成の日から起算して3月以内のものに限る。)を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し(本市に転入する予定である者にあつては、その事実が確認できる書類)
- (2) 現に婚姻をしていないことを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 市長は、宣誓をしようとする者が宣誓書に自ら記入することができないと認めるときは、当事者双方及び職員の立会いの下でこれを代筆させることができる。

3 市長は、宣誓をしようとする者の本人確認のため、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(以下「免許証等」という。)であつて、本人の顔写真が貼付されたものの提示を求めるものとする。この場合において、本人の顔写真の貼付された免許証等がないときは、顔写真の貼付のない免許証等のいずれか2点の提示を求めることにより、本人確認をすることができる。

4 前項の規定は、第2項の規定による代筆をする者の本人確認について準用する。

5 前条第2号括弧書の規定に該当する者は、宣誓書を提出した日から14日以内に本市に転入したことが分かる書類を市長に提出しなければならない。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に認めるときは、宣誓において通称名を使用することができる。

2 前項の規定により宣誓において通称名を使用しようとするときは、宣誓書に通称名を併記し、戸籍上の氏名(日本国籍を有しない者にあつては、これに準ずるもの)が確認できる書類及び日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提示するものとする。

(証明書の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が、第3条各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓証明書(別記様式第1号)及びパートナーシップ宣誓証明カード(別記様式第2号)(以下これらを「証明書等」という。)を交付するものとする。

2 市長は、前項の場合において、宣誓書に前条第2項の規定により通称名が併記されているときは、証明書等に当該通称名を併記するものとする。

(証明書等の再交付)

第7条 宣誓者は、証明書等を紛失し、毀損し、又は汚損したことにより証明書等の再交付を受けようとするときは、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書(以下「再交付申請書」という。)に毀損し、又は汚損した証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、申請者の本人確認については、第4条第3項の規定を準用する。

2 市長は、再交付申請書の提出があつた場合において、再交付することが適当であると認めるときは、当該申請者に対し、証明書等を再交付するものとする。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書の記載事項に変更があった場合は、パートナーシップ宣誓書記載事項変更届に、証明書等及び変更する記載事項の内容がわかる書類を添えて、市長に届け出なければならない。この場合において、届出者の本人確認については、第4条第3項の規定を準用する。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、変更する記載事項の内容を確認し、記載事項を変更した証明書等を交付するものとする。

(証明書等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書等返還届に証明書等を添えて、市長に届け出なければならない。この場合において、届出者の本人確認については、第4条第3項の規定を準用する。

(1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。

(2) 第3条第2号から第5号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。ただし、市長が認める場合を除く。

(証明書等の無効)

第10条 市長は、宣誓者が偽りその他不正の手段により証明書等の交付を受け、又は証明書等を不正に使用したと認めるときは、当該宣誓者の証明書等を無効とする。

2 市長は、前項の規定により証明書等を無効とした場合は、宣誓者に当該証明書等の返還を求めるものとする。

(周知啓発)

第11条 市長は、市民及び事業者がこの告示の趣旨を十分に理解し、公平かつ適切な対応が行われるように、その周知啓発に努めるものとする。

(書類の様式)

第12条 第6条第1項に定めるもののほか、この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年9月1日から施行する。



佐野ブランドキャラクターさのまる©佐野市

## 佐野市パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック

令和5（2023）年9月

発行 佐野市  
編集 佐野市市民生活部 人権・男女共同参画課  
〒 327-0398 栃木県佐野市田沼町 974 番地 3  
TEL 0283-61-1140  
FAX 0283-61-1142  
E-mail jinkendanjyo@city.sano.lg.jp  
URL <https://www.city.sano.lg.jp>